

# 選挙運動について

## 1 選挙運動ができる年齢

平成 28 年 6 月 19 日から、公職選挙法の改正により「年齢満 18 歳以上」の方は選挙運動が可能になりました。

## 2 選挙運動ができる期間

選挙運動は、立候補の届出が受理された時から、投票日の前日まで行うことができます。（選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は、午前 8 時から午後 8 時まで）

立候補届受理前に選挙運動をすることは、事前運動として禁止されています。しかし、立候補届出前であっても、立候補の準備行為、政治活動などは原則として選挙運動ではないので許されています。選挙運動に該当するかどうかは、その行為のなされる時期、方法など総合的に判断されます。



## 3 インターネット選挙運動（満 18 歳未満禁止）

- (1) 有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック、LINE 等の SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能ですが、電子メール（SMTP 方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は禁止されています。
- (2) 候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動は可能です。



行為

(2) 飲食物の提供

選挙運動に関して、候補者だけでなくすべての人が湯茶のほか日常用いられている菓子以外の飲食物を提供する行為（運動員・労務者に対して、一定の制限の範囲内で弁当を提供することは認められています）

(3) 署名運動

選挙に関して、特定の人に投票するよう又はしないようにすることを目的として、選挙人に対して署名運動をする行為

(4) 氣勢を張る行為

選挙運動のために自動車を連ねるなどして氣勢を張る行為

(5) 買収・供応

特定候補者の当選を目的に、あるいは、当選させないことを目的に、金銭物品を贈ったり供応接待したりする行為（買収）。これらの行為をした者が処罰されるほか、金銭、物品、供応接待を受けたり、要求した者も同様に処罰されます。

(6) 選挙後のあいさつ行為

選挙後に当選祝賀会その他の集会を開催する行為

## 5 自由に行える選挙運動

次の行為は、選挙運動期間中、未成年者や公民権を停止されている人などを除き、だれでも行うことができます。

(1) 個々面接

路上や電車の中でたまたま出会った知人などに、その機会を利用して投票の依頼をすること

(2) 電話

電話により投票依頼すること

(3) 幕間演説

演劇、映画、婦人会などの集会、会社、工場などの休み時間等に、たまたまそこに集まっている人を対象に行う選挙運動のための演説（ただし、公共施設内で行うものは禁止される）